

## 学校感染症に関わる出席停止について

学校感染症とその出席停止期間は、学校保健安全法で次のように定められていますので、お知らせします。これらの感染症に罹患したときには、出席停止となりますので、医師から登校してもよいと言われるまで自宅療養してください。この措置は、お子様が十分に休養して早く治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。出席停止による療養期間中は、欠席扱いにはなりません。なお、登校の際は下の「登校許可証」を主治医に記入していただき、この用紙ごと担任に提出してください。

病名及び出席停止期間		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清型がH5N1であるものに限る）他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症、中東呼吸器症候群 *出席停止期間は治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザなど感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
*第二種の感染症の出席停止期間は、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 *その他の感染症：学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 登校許可証

竜王南小学校 年 組

病名 \_\_\_\_\_

発症日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

病気が治りましたので、登校を許可します。

平成 年 月 日

医師氏名

印